

京都市告示第 282号

京都市青少年活動センターの指定管理者である公益財団法人京都市ユースサービス協会から、京都市青少年活動センター条例第4条第1項の規定に基づき、京都市中央青少年活動センターの休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和4年8月3日

京都市長 門川 大作

休所する日 令和4年8月6日（土）、8月7日（日）

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)